

目次

はじめに（計画策定の趣旨）	… P. 1
1. 重層的支援体制整備事業について	… P. 2～5
重層的支援体制整備事業の概要	
2. 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について	… P. 6～7
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画期間	
(3) 計画の策定・推進体制	
3. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について	… P. 8～28
(1) 世代や属性を問わない相談支援	… P. 8～19
① 包括的相談支援事業に関する体制	
② 多機関協働事業に関する体制	
— 重層的支援会議の実施方法	
③ アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業に関する体制	
(2) 多様な社会参加支援	… P. 20～21
参加支援事業に関する体制	
(3) 地域づくりに向けた支援	… P. 22～28
地域づくり事業に関する体制	
参考資料	… P. 29～36
1. 関係法令（改正社会福祉法）	… P. 30～32
2. 用語解説	… P. 33～36
策定・改訂履歴	… P. 37

はじめに（計画策定の趣旨）

人口減少が急速に進展する中、家族や就労の形態、ライフスタイルの多様化などにより、地域では、これまで以上に住民同士のつながりの希薄化が憂慮されるとともに、住民の抱える悩みや課題の複雑化・複合化したケースが年々増えてきています。

このような中、本市では、高齢者・障がい者・子どもなどの制度や分野の枠を超え、人と人、人と社会がつながり助け合う「地域共生社会」の実現に向けて、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らせるような包括的な支援体制を整備していくことを目指し、令和3（2021）年度を始期とする第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画を高槻市社会福祉協議会とともに策定したところです。

一方、国では、各市町村の進める包括的な支援体制整備をより具体的に実施していくため、令和3（2021）年4月1日に施行された改正社会福祉法（以下、「法」という。）に基づき「重層的支援体制整備事業」を新たに創設されました。

同事業は、第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画において、市と社会福祉協議会、各種相談支援機関や地域の各種団体がこれまで以上に連携を深め、地域住民の複雑化・複合化した様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備に関する取組をより具体化していくものであり、本市でも、「対象者の世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う同事業の実施は重要と捉え、令和5（2023）年度からの事業の実施に向けて「高槻市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

<目指すべき姿・概念の整理>

